

消防隊員用個人防火装備に係るガイドラインの見直しに関する検討会開催要綱

(目的)

第1条 消防庁が平成23年5月6日に策定した、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)で定めている消防隊員用個人防火装備に係るISO(国際規格)の改訂が行われたことを踏まえ、ガイドラインの見直しについて検討を行う。

(検討項目)

第2条 検討会では、ガイドラインの見直しに関し、次に掲げる項目について検討する。

- (1) 消防隊員用個人防火装備の性能及び維持管理等に関すること
- (2) 消防隊員用個人防火装備の着装等に関すること
- (3) その他、ISO(国際規格)に加えて、必要となる性能に関すること

(検討会)

第3条 検討会の構成については次のとおりとする。

- (1) 検討会は、座長及び委員をもって構成する。
- (2) 消防庁長官は、座長及び委員を委嘱する。また、消防庁長官は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故のある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等を検討会に参加させ、意見を聴取することができる。

(任期)

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

(事務局)

第5条 検討会に係る事務局は、消防・救急課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は、令和8年4月3日から施行する。